

一般社団法人日本微量元素学会定款（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日制定

第一章 総則

第1条 名称

当法人は、一般社団法人日本微量元素学会（英文名：Japan Society for Biomedical Research on Trace Elements、以下「当法人」と略記）と称する。

第2条 目的

当法人は、微量元素に関する生命科学研究を振興することにより、人類の健康を守りさらに増進させることと目的とし、次の事業を行う。

- 1 学術集会、講演会等の開催
- 2 機関誌及び図書等の発行
- 3 内外の関係学術団体との連携及び提携
- 4 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3条 主たる事務所の所在地

当法人は、主たる事務所を東京都千代田区飯田橋3-11-15 株式会社クパプロ内に置く。

第4条 公告方法

当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第5条 基金の募集

当法人の基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第6条 基金の拠出者の権利に関する事項

拠出された基金は、基金拠出者と合意した日まで返還しない。

第7条 基金返還の手続

基金の拠出者への返還は定時社員総会の決議によって行う。

第8条 機関

当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第二章 会員

第9条 会員の種別

当法人の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同して入会した者
- 2 準会員 当法人の目的に賛同して入会した大学または大学院に在学する者
- 3 名誉会員 理事若しくは監事を務めた者並びに当法人に特別に功労があった者の中から、理事長が理事会・社員総会の議を経て推薦した者
- 4 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の発展に協力を希望する個人、法人あるいは団体とし、理事会の承認を経た者

第10条 入会

当法人の会員となるには、入会金並びに当該年度の年会費を添えて当法人所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第11条 会費

当法人の入会金、会費（年会費・その他会費）の額は別に定め、理事会の承認を得るものとする。

2) 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第12条 会員の権利

会員は次の権利を有する。

- 1 当法人の刊行する機関誌及び図書の優先的配布を受けること
 - 2 研修会、教育セミナー、その他当法人の行う事業に参加すること
 - 3 その他本定款及び細則に定める事項
- 2) 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- 1 法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
 - 2 同32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
 - 3 同50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - 4 同52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - 5 同57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - 6 同129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
 - 7 同229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
 - 8 同246条第3項、同250条第3項及び同256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

第13条 会員の義務

会員は次の義務を負う。

- 1 会費を納入すること
- 2 社員総会の議決を尊重すること

第14条 会員資格の喪失

会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき
- 2 後見開始の審判、保佐開始の審判または破産手続き開始決定を受けたとき

第 15 条 退会

会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、理由を付した退会届を理事長に提出しなければならない。
- 2 死亡
- 3 総社員の同意
- 4 除名

2) 会員の除名は、正当な事由があるとき及び次の各号の一つに該当するときは、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるものとする。

- 1 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為があったとき
- 2 当法人の会員としての義務に違反したとき
- 3 会費を 2 年以上滞納したとき

第三章 社員

第 16 条 社員の資格

当法人は、代議員をもって法人法に規定する社員とする。

第 17 条 代議員の定数

代議員は 10 名以上 100 名以内とする。

第 18 条 代議員の選出及び代議員会

代議員は、原則として満 3 年以上継続した正会員の中から募った候補について、理事会で審査し、代議員会（社員総会）の承認を受け選出する。

2) 社員総会は、法人法に規定する社員総会決議事項のほか、次の事項を審議し、議決する。

- 1 理事会で社員総会案件として議決された事項
- 2 この定款に抵触しない範囲内において、社員総会で決定された事項
- 3 その他、当法人の運営に関する重要事項

第 19 条 代議員の任期

代議員の任期は、選任の 2 年後に実施される代議員選出終了の時までとし、再任を妨げない。

2) 代議員で満 70 歳を過ぎた者は任期終了後、その資格を失う。

3) 代議員が社員総会取消しの訴え（法人法第 266 条第 1 項）、解散の訴え（同 268 条）、責任追及の訴え（同 278 条）及び役員解任の訴え（同 284 条）を提起している場合（同 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、第 2 項の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決は有しないものとする。

4) 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

5) 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

第20条 代議員の資格喪失

代議員である正会員が、正会員の資格を失ったときは、代議員の資格も失うものとする。

第21条 会員・代議員名簿

当法人は、会員又は社員の氏名及び住所を記載した会員・代議員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。この代議員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2) 当法人の会員及び代議員に対する通知又は催告は、会員・代議員名簿に記載した住所又は会員・代議員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第四章 社員総会

第22条 招集

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から4か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2) 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

3) 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

第23条 招集手続の省略

社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第24条 議長

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。総社員の議決権の五分の一以上の議決権を有する社員は、理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができ、その請求があった日から20日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

第25条 決議の方法

社員総会の決議は、議決権の過半数（委任状による出席を含む。）を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 1 正会員の除名
- 2 監事の解任
- 3 定款の変更
- 4 解散
- 5 その他法令で定められた事項

第26条 社員総会の決議の省略

社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第27条 議決権の代理行使

社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第28条 社員総会議事録

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び社員総会において選任された2名の議事録署名人が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第五章 理事、監事及び代表理事

第29条 理事の員数

当法人の理事の員数は、3名以上15名以内とする。

第30条 理事の資格

当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

第31条 監事の員数

当法人の監事の員数は、2名以上4名以内とする。

第32条 理事及び監事の選任の方法

当法人の理事及び監事の選任は、理事会の推薦、審議を経て、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第33条 代表理事

当法人に代表理事1人をおき、代表理事を以て理事長とする。

2) 理事長は、理事会において理事の過半数をもって選定する。

3) 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

4) 理事長を除く理事のうち、2名以内を副理事長にすることができる。

5) 副理事長は理事長を除く理事の中から理事長が推薦し委嘱する。理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

6) 理事長及び副理事長の再任は妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

第34条 理事及び監事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2) 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結

の時までとし、再任を妨げない。

3) 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4) 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第35条 報酬等

理事及び監事は無報酬とする。

第六章 理事会

第36条 招集

理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2) 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

第37条 招集手続の省略

理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

第38条 議長

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

第39条 理事会の決議

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第40条 理事会の決議の省略

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第41条 職務の執行状況の報告

理事長及び副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

第42条 理事会議事録

理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、理事長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第七章 他の機関

第43条 幹事及び職員

当法人は事務処理のため、幹事を置き、また書記等の職員を若干名置くことができる。

- 2) 幹事は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 3) 職員は有給とし、理事会の議を経て、理事長が任免できる。
- 4) 職員の職務規定は理事会で定める。
- 5) 事務局は庶務担当幹事が中心となり運営し、事務処理の円滑化のための事務職員業務については当分の間、株式会社クバプロへ委託する。

第八章 財産及び会計

第44条 会計原則

当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

第45条 財産の構成

当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2 会費及び入会金
- 3 寄付金品
- 4 事業に伴う収入
- 5 財産から生じる収入
- 6 その他の収入

第46条 財産の管理

当法人の財産は、理事会の決議を経て理事長が管理する。

- 2) 基本財産のうち、現金は理事会の決議によって確実な有価証券を購入するか、または確実な信託銀行に信託するか、もしくは定期貯金として理事長が管理する。
- 3) 運用財産のうち、その一部に限り、理事会及び社員総会の議決を経て、不動産を購入することを妨げない。

第47条 財産の種別

当法人の財産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。基本財産は次に掲げる財産をもって構成する。

- 1 当法人の設立の際、基本財産の部に記載された財産
- 2 理事会が基本財産に繰り入れることを議決した運用財産は、基本財産とする。寄付金品であって寄付者の指定があるものは、その指定に従う。

第48条 基本財産の処分の制限

基本財産は、消費し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、当法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その一部に限り処分し、担保に供し、または運用財産に繰り入れることができる。

第49条 経費の支弁

当法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入及び財産から生じる収入など、運用財産をもつ

て支弁する。

第50条 事業計画及び収支予算

当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年事業年度開始前に理事長が編成し、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。

2) 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第51条 義務負担・権利放棄

収支予算で定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び社員総会の決議を経なければならない。

2) 借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様である。

第52条 計算書類等の定時社員総会への提出等

理事長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書、財産目録）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

2) 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

第53条 計算書類等の備置き

当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）、その他の証憑書類を、定時社員総会の日の2週間前の日から7年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第54条 事業年度

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第55条 剰余金の不配当

決算上剰余金を生じたときは、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

第九章 解散及び清算

第56条 解散の事由

当法人は次に掲げる事由によって解散するものとする。

- 1 社員総会の決議
- 2 社員が欠けたこと
- 3 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- 4 破産手続開始の決定
- 5 裁判所の解散命令

第57条 残余財産の帰属

当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会の決議により、国庫又は当法人の目的と類似の目的を有する公益的な団体に帰属させるものとする。

第十章 附則

第58条 設立時社員の氏名及び住所

当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

宮城県仙台市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	駒井 三千夫
長野県松本市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	野見山 哲夫

第59条 設立時の役員

当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	〇〇	〇〇

設立時監事	〇〇	〇〇
設立時監事	〇〇	〇〇

第60条 設立時の代表理事

当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

宮城県仙台市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
設立時代表理事	駒井 三千夫

第61条 設立時理事の任期

設立時理事の任期は、第29条の規定にかかわらず、平成32年度に開催される定時社員総会の終結の時までとする。

第62条 最初の事業年度

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

第63条 委員会

当法人の業務執行に関し、理事会を補佐するため、各種委員会を置くことができる。委員会の設置規定は別に定める。

第 64 条 入会の特例

当法人の設立時に任意団体日本微量元素学会の会員であった者は、第 10 条の規定にかかわらず、任意団体日本微量元素学会におけるそれらの者の会員種別に従い、当法人設立後、入会手続きを経なくても当法人の同一種別の会員となる。なお、当法人設立以前の任意団体日本微量元素学会における会員歴は、当法人における会員歴とみなす。

第 65 条 設立時評議員の任期

設立後最初に選出される評議員の任期は、第 19 条の規定にかかわらず、平成 32 年度に開催される定時社員総会の終結の時までとする。

第 66 条 役員歴の継承

当法人設立以前の任意団体日本微量元素学会における役員歴は、当法人における役員歴とみなす。

第 67 条 権利・義務の承継

任意団体日本微量元素学会に属する権利及び義務の一切は、当法人が承継する。

第 68 条 定款に定めのない事項

この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

第 69 条 細則

本定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

一般社団法人日本微量元素学会定款施行細則

平成〇〇年〇〇月〇〇日制定

第一章 総則

第1条 日本微量元素学会の運営に際して定款に定められるもののほかは、この細則による。

第二章 会員

第2条 休会

- (1) 当法人の会員は、海外留学、出産・育児、療養またはその他の理由で本会の会員としての義務を遂行できない場合には、休会を申請することができる。
- (2) 休会期間の会費は免除とする。ただし、その期間は当法人会員としての資格及び権利は享受できないものとする。
- (3) 休会を申請する会員は、所定の書式に従い必要事項を記載して速やかに学会事務局宛てに届け出なければならない。
- (4) 休会した会員が復帰する場合は、復帰願いを提出するものとする。
- (5) 休会期間は、休会の申請を学会事務局が受理した日から、最大で3年までとする。
- (6) 休会期間が3年を超えたものは退会したものとみなす。但し、正当な理由がある場合には復帰を申請できるものとする。

第3条 会員の権利

会員は次の権利を有する。

- (1) 正会員、準会員は、学術集会で筆頭演者として発表することができる。
- (2) 正会員、準会員は、学会誌に筆頭著者として論文を投稿することができる。

第4条 名誉会員の推挙

定款第9条に定める名誉会員の推薦にあたっての基準は以下のとおりとする。

- (1) 会員を名誉会員として選考する場合
 - イ) 理事長経験者或いは理事、監事または会長経験者
 - ロ) 学会賞ならびにこれに準ずる賞の受賞者
 - ハ) 本会の評議員として多年にわたり、本会の発展に功績のあった者
- (2) 非会員を名誉会員として選考する場合
 - イ) 学会賞と同等以上の賞の受賞者
 - ロ) 本会の発展に特に貢献した者
- (3) 外国人を名誉会員として選考する場合
 - イ) 学会賞と同等以上の賞の受賞者で、かつわが国の微量元素研究の発展に特に貢献した者。

第三章 役員

第5条 理事・監事候補の選出

理事・監事候補は次の手順をもって選出し、定款第32条の定めに従い理事会、総会の承認を受けるものとする。

- (1) 理事・監事候補は代議員の中から、代議員による選挙により選出される。
- (2) 理事の選挙は6名連記無記名、監事の選挙は単記無記名にて行う。
- (3) 選挙で選ばれたもののほか、理事長は若干名の理事候補を推薦することができる。
- (4) 具体的な選挙の手順については、別途役員選挙規定においてこれを定める。

第6条 代議員の選出

- (1) 代議員は、満70歳未満の3年以上継続して入会している正会員の中から、代議員候補者を推薦することができる。
- (2) 代議員候補者の推薦をするときには、定時社員総会が開催される日の3ヶ月前までに所定の書類を理事長宛に提出するものとする。
- (3) 理事会は被推薦者の会員歴、研究歴および研究実績などをもとに代議員候補者を選定し、社員総会に報告する。
- (4) 社員総会は理事会から報告された代議員候補者について、出席者の過半数の賛成をもって選定する。

第四章 委員会

第7条 委員会の設置

当法人の業務執行を円滑に行うため、定款第62条の定めに従い、以下の委員会を設置する。

- (1) 庶務委員会
対外的事務手続きならびに承認に関する事項（助成金等の申請、協賛・後援の手続き）並びに表彰および報酬の手続きに関する事項を担当する。
- (2) 財務委員会
協賛金、寄付金の募集や、予算及び決算書類の作成、現金の出納及び保管、会費徴収などについて事務局を監督する。
- (3) 学会将来構想・在り方委員会
本会の将来構想ならびに在り方を検討する。
- (4) 運営委員会
本会の発展を見据えた学会運営について検討する。
- (5) 広報委員会
 - ① 本会の事業活動を内外に積極的に広報する。
 - ② 社会に対して微量元素に関する知識の普及および情報の提供に努める。
 - ③ 学会ホームページを管理し、運用する。
 - ④ 国際交流を推進する。
 - ⑤ 産学交流を推進する。
- (6) 倫理委員会
COIを含む倫理関連事項について検討する。
- (7) 定款検討委員会
定款および細則の見直しを検討する。
- (8) 編集委員会
投稿依頼、原稿受付、査読委員への連絡など、機関誌の発行のための事務について、事務局へ指

示監督を行う。

(9) 学会賞等選考委員会

学会賞、奨励賞、研究学術賞（野見山賞、浜理薬品賞）について候補者を選考し、理事長に報告する。

(10) 栄養ならびに毒性委員会

微量元素の研究データを栄養ならびに毒性の両面から収集・総括し、学問体系を構築する。そして、ガイドラインの設定など社会に還元すべくアセスメント能力の養成とデータベースの拡充を目的とする。

(11) 学術研究活性化委員会

学術研究の活性化策を検討する。

2 理事長は理事会の承認を得て、必要に応じてその他の委員会を設置することができる。

3 各委員会の委員長は理事をもってこれに充てる。

第8条 幹事

理事長は学会の事務の円滑化のため、理事会の承認を経て代議員の中から若干名の幹事を指名することができる。

第五章 その他

第9条 年会費

当法人の年会費は次の通りとする。

- | | |
|-------------|----------|
| ・ 理事・監事・代議員 | 10,000 円 |
| ・ 正会員 | 8,000 円 |
| ・ 準会員 | 3,000 円 |
| ・ 賛助会員一口 | 50,000 円 |

2 名誉会員の会費は免除する。

3 当法人の入会金は 2,000 円とする。ただし、賛助会員の入会金は免除する。

第10条 この細則は、理事会の議を経て変更することができる。

一般社団法人日本微量元素学会役員選挙規定

平成〇〇年〇〇月〇〇日制定

第1条 総則

本会の理事候補、監事候補の選挙は、定款及び細則に定めるもののほか、本規定によって行う。

第2条 選挙管理委員会

理事長は、理事候補及び監事候補の選挙に際し、任期満了3ヶ月前に理事、監事、幹事から各1名を役員選挙管理委員に指名して委嘱する。3名の委員をもって役員選挙管理委員会を組織し、委員長は委員の互選による。委員長は最高責任者として選挙事務を統括する。本委員会は、全ての事務手続きが完了したのち解散する。なお、本委員会事務局は学会事務局内に置き、事務手続き等の処理は、理事長の命によって事務局が担当する。

第3条 選挙期日等の提示

理事長は、定時社員総会並びに機関紙において、役員任期切れをもって次回の総会までに選挙を行う旨告示する。

第4条 投票方法

投票は、候補者一覧表（代議員名簿）、理事候補投票用紙（6名連記）、監事候補投票用紙（単記）、返信封筒を添えて、来る定時社員総会の2ヶ月前までに、返信期日（消印有効）を指定して、評議員宛に郵送する郵送投票、又は、候補者一覧表、理事投票フォーム、監事投票フォーム、投票締め切り日をインターネット上に掲示することによる電子投票によって行う。

第5条 投票の判定

委員長は、期日満了後1週間以内に選挙管理委員会を開催して開票作業を行い、定款29条に定める定員に基づいて、それぞれ得票順に当選者を決定する。なお、得票数が同数の場合は、抽選により当選者を決定する。

第6条 当選者の確定

委員長は、投票結果を確認したのち、各候補者に就任の内諾手続きを行い、各候補者の得票数その他必要な事項を付して、当選者を理事長に報告する。

第7条 当選者の告示

委員長は選挙結果を理事会に報告し、定款第32条の定めに従い定時社員総会で選任する。理事長はこれを受けて委嘱状を交付すると共に、氏名を機関紙に告示する。

第8条 疑義の処理

本規定に定めのない事項、若しくは選挙に関する疑義は、委員長が理事会に諮ってこれを処理する。

第9条 規程の改廃

本規定は、理事会の議決を経て、改廃する。

<付則>

本規定は、一般社団法人日本微量元素学会成立の日から施行する。

一般社団法人日本微量元素学会功労賞規定

平成〇〇年〇〇月〇〇日制定

第1条

本賞は日本微量元素学会功労賞と称する。

第2条

受賞候補者は原則として日本微量元素学会の名誉会員及び正会員であり、永年にわたり微量元素に関する学問の発展、普及及び、本学会の発展に貢献した者とする。

第3条

受賞者は本学会理事会にて推挙し、社員総会に報告する。

第4条

受賞者に対しては日本微量元素学会社員総会において表彰し、賞状と功労賞楯を贈呈する。

第5条

本選考規定の改正は、理事会で行い、社員総会の承認を得ることを要する。

本規定は、一般社団法人日本微量元素学会成立の日から施行する。